

教訓事項	1 車輛が停止している場合であっても、車両から目を離さずに業務を行う。 2 交通誘導警備業務を行う際は、規制区域内に立哨し、万が一を想定した危険予知訓練（KYT）を日頃から実施する。
今後の対策	1 本事故を教訓とし全警備員、関係者に周知するとともに、同様の事故が発生しないよう再発防止教育を行う。 2 各現場で実施している危険予知活動を、さらに深堀して実施し、安全意識の醸成に努める。
備考	